

## 仲裁文献紹介(53)

早川吉尚\*

### 19. スポーツ界と仲裁

日本人選手の活躍など、大きな感動の中で終結した長野オリンピックは未だ記憶に新しいが、この大会ほど、オリンピックの盛況の支えの一つに仲裁というシステムがあることが注目された大会はなかった。スポーツという勝負の世界では、勝敗の行方それ自体をはじめとして、勝敗の前提となるルールの解釈やその適用の是非を巡り様々な裁判が行われるが、その裁定自体がまた新たな紛争を引き起こすことも少なくはない。そこで、その判断が関係当事者すべてを拘束しつつも、不満が残らぬよう審尋の機会など手続保障は確保されるといった紛争解決システムが求められてくる。そして今回、スノーボード選手のマリファナ吸引疑惑による金メダル剥奪問題や、非スウェーデン国籍の選手を抱えていたスウェーデン・アイスホッケー問題などでこの役割を世界にアピールしたのが、Court of Arbitration for Sport（スポーツ仲裁裁判所）であった。この機関については、最近、小田滋「長野オリンピックにおけるスポーツ関連紛争の解決」ジュリスト1127号94頁（1998）が紹介している。

スポーツ仲裁裁判所は、1983年、いかなるスポーツ団体からも独立のものとしてIOCの肝入りでイスのロザンヌに設立され、以降、コーチの暴力行為への制裁、コーチの契約期間、放送権契約、

独占ライセンス契約、競技出場資格における人種差別、二重国籍選手の出場資格、ドーピングなどのスポーツに関連する様々な問題に関し、様々な団体に利用され、数多くの仲裁判断を下している。

1994年からは更なる公正さの担保のためにIOCからも独立し、スポーツ仲裁国際理事会なる独立の管理機構の下に置かれることとなり、また、関係機関の規程や手続規則など、制度の整備がさらに進められた。その仲裁は、通常仲裁部と（規律機関の内部決定の是非の上訴を受ける）上訴仲裁部に分かれ、仲裁手続法はスイス法、仲裁地もスイス、仲裁廷は一人または三人で構成される。判断は非公開で拘束力があり、ニューヨーク条約による承認執行も予定されている。

オリンピックとの関係としては、1995年の憲章改定から「紛争はもっぱらスポーツ仲裁裁判所に提出されなければならない」との明文が定められ、スポーツ仲裁国際理事会の側もオリンピック用の規定を用意するに至っている。その下では、競技期間中にアドホック仲裁部が置かれ、大会場所に仲裁人が常駐することになっている。1996年のアトランタ大会では、国際水泳連盟間のアイルランド選手の出場資格の許可、カーボヴェルデの国内オリンピック委員会による同国選手の入村拒否、フランスのボクシング選手を失格とした国際ボクシング協会の判断、ロシアの水泳選手とレスリング選手のドーピングといった問題が迅速に裁かれた。

筆者は国際司法裁判所判事として著名であるが、上述のスポーツ仲裁国際理事会の一員でもあり、

\* はやかわ よしひさ  
立教大学法学部助教授

長野オリンピックへの対処を検討した1997年の会合にも参加している。関係者でかつ優れた法律家による紹介であり、貴重な文献といえよう。また、この紹介によれば、スイスを仲裁地とし仲裁手続きとしている以上、現実には我が国内の長野で手続が進められたにもかかわらず、その判断はあくまで外国仲裁判断となる。我国での執行もニューヨーク条約を介して行われざるを得ないことが興味深い。

なお、朝日新聞、産経新聞などの一部を除き、多くのマスコミはこの機関を「スポーツ調停裁判所」と報道し、その中には「(拘束力がない点で仲裁とは異なる) 調停」という語句に引きずられて、(拘束力ある判断をなすという) 以上のようなこの機関の性格を正しく伝えていないものもあったように思われる。このような訛語が蔓延した背景には、外国組織の邦語名の配信を担う一つの通信社の訛語決定を十分な検討をせずに用いる現在のマスコミの報道体制があるようであるが、沿革的にはともかく、現在において「調停裁判所」なる名称をこの機関に用い続けることは要らぬ誤解を招きかねず、関係者に訛語の改訂を望む次第である(なお、仲裁と調停の違いに関しては、本誌44巻4号52頁の本欄における「仲裁と調停」を参照)。

ところで、このようなスポーツ界への仲裁の導入という動きの背景には、前述のような必要性の他、その必要性を満たすだけの受皿として紛争解決機関の中心たるべき裁判所が、スポーツ紛争に対して機能してこなかったことが指摘されている。この問題点については、近時、Note, "The Need for an Independent Tribunal in Athletic Dispute," 10 Conn. J. Int'l L. 653 (1995 Spring) が、陸上競技における実例を挙げながら論じている。

400メートルの世界記録保持者であったReynoldに対する、ドーピング疑惑による国際陸

上連盟からの国際大会への出場資格停止処分は、長期間の法廷闘争を招いた。そこには、一方当事者であるはずの国内外の連盟が、同時に判断権者であるという根本的な問題があり、また、連盟の自治を侵害しないようにその判断を尊重する裁判所の姿勢が見うけられる。

このように述べた上で、同論文は、前述のスポーツ仲裁裁判所に言及し、中立性が期待される同機関により迅速な判断が下される状況が国際スポーツの中で常態化することを説く。競技者が手続保障が十分にないままに加盟団体の判断に屈せざるを得ないという多くのスポーツ団体の現状に対し、向けられたその批判は、鋭く説得的である。

他方、スポーツ界への仲裁導入の動きを促進させた要因の中には、米国大リーグにおける年俸交渉でのかねてからの活用があったようである。これについては、Gillard, "An Analysis of Salary Arbitration in Baseball", 3 Sports Law. J. 125 (1996 Spring) が近時論じている。

好成績を修めたにもかかわらず、選手の年俸の高騰に経営が立ち行かなくなる球団は、19世紀から存在した。そして、これに対する球団の対応策として、今世紀半ばから利用してきたのが、仲裁であった。

もっとも、これまでその多くは、拘束力ある仲裁判断に至ることなく、労使交渉の手助け役に止まっていた。仲裁が利用された場合でも、4分の1ほどしか判断が下されていない。このため、高騰化の決定的な歯止めとなっていないのが実状である。

このように述べた上で、同論文は、現行の仲裁システムの改善を提言する。年俸の高騰により球団自体が倒れかねなくなるといった事態は、我国のプロ野球、Jリーグを見ても他人ごとではなく、参考に値しよう。